

Tプロテクション



従業員の方の業務災害を
カバーする、企業・個人事業主
の皆様専用の傷害保険です。

貴社にベストマッチの補償と保険料をご提案します。

東京海上

一般傷害保険

「就業中のみ危険担保特約」「細菌性食物中毒担保特約」
「全員付保式契約特約」「全員付保式契約の精算に関する特約」セット

労災事故に関わる企業のリスクに対応します。

補償内容やご契約金額は、
貴社のニーズに合わせて
自由に設計可能です。

基本契約 従業員の方への充実した補償

- 政府労災保険の給付決定を待たずに保険金をお支払いします。
- 入院保険金および通院保険金は、1日目から補償します。
- 業務中はもちろん通勤途上の災害も補償します。

業務中 + 通勤途上

※保険金は従業員(死亡保険金は従業員の遺族)の方へお支払いします。

労災上乗せ
として

従業員用オプション 従業員の方へのさらなる補償

- 入院準備金(入院一時金)やケガによる就業不能補償(傷害休業補償)等、更に充実したプラン設計が可能です。

※保険金は従業員の方へお支払いします。

企業用オプション 企業の支出も補償

労災事故の場合に、貴社が負担される以下のような費用を補償します。

- 法律上の損害賠償責任に関する費用(使用者賠償責任)
- 香典、葬儀費用、お見舞い等の費用(事業主費用または従業員入院費用・従業員通院費用)

※保険金は企業にお支払いします。

5つのメリット

- 1 人数報告は不要です。**
保険料算定は売上高から行いますので、被保険者名簿の備え付けも不要です。(人数によるご契約も可能です。)
ご契約時に、業種および売上高に関する確認書類をご提出いただけます。
- 2 パート、アルバイトなど短期間労働者の方も自動的に補償の対象となります。**
雇用期間の長さや1日当たりの労働時間にかかわらず補償の対象となります。
- 3 更新時の保険料精算は不要です。**
ご契約を継続されない場合、中途解約または失効となった場合は、保険料の精算が必要となります。
(更新時に保険料精算を行うご契約も可能です。)
- 4 役員の方も補償の対象者とすることができます。**
役員の方については、24時間補償または業務中のみ補償(通勤途上を含みます。)のいずれかをご選択いただくことができます。
この場合、追加保険料をお支払いいただくことになります。
- 5 税制上のメリットもあります。**
法人がご契約者となり、役員・従業員全員または従業員全員のためにご負担される保険料は、全額損金処理が可能です。

—— 保険料水準の目安【1企業・年間売上高1億円の月払保険料】 ——

●売上高と保険料はほぼ比例関係にあります(売上高が2億円の場合、保険料は約2倍になります。)ので、目安としてお使いください。

業種名	業種区分コード									
	建設事業/ 既設建築物 設備工事業	その他の 建設事業	食品 製造業	木材又は木製品 製造業	金属製品 製造業又は 金属加工業	機械器具 製造業	自動車による 貨物運送事業	小売業	飲食店業	
業種区分コード	35/38	37	4110	4410	54	56	7203	9405B	9416	
死亡・後遺障害 保険金額	1,000万円									
入院保険金日額 1日あたり	6,000円									
通院保険金日額 1日あたり	4,000円									
入院一時金額	5万円									
傷害休業 保険金日額 1日あたり最大 (てん補期間:365日、8喪期間:3日)	6,000円									
重度後遺障害 介護一時金額	1,000万円									
使用者賠償責任 てん補限度額 (免責:5万円)	1名につき 2,000万円 1災害につき 4,000万円									
事業主費用 保険金額	100万円									
従業員入院費用保険金日額	4,000円									
従業員通院費用保険金日額	各									

(注) 上記保険料には、「就業中のみ危険担保特約」および「細菌性食物中毒担保特約」がセットされています。また、役員一括契約割引5%が適用されています。

●プランの設計等についてはお気軽にご相談ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合																											
死亡保険金	被保険者(保険の対象となる方で、従業員となります。以下同様とします。)が就業中(通勤途上を含みます)に被った偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 注:すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。																												
後遺障害保険金	被保険者(通勤途上を含みます)に被った偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。 注:保険期間(保険のご契約期間)を通知併せて死亡・後遺障害保険金額が限度となります。																												
重度後遺障害介護一時金	上記の後遺障害保険金を支払う場合において、後遺障害割合が78%以上である場合。 注:支払割合の認定は弊社が特約条項に基づいて行います。	重度後遺障害介護一時金に後遺障害割合を乗じた額をお支払いします。 注:保険期間(保険のご契約期間)を通知併せて死亡・後遺障害保険金額が限度となります。																												
入院保険金	被保険者(通勤途上を含みます)に被った偶然な事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合。	入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限り、また、入院保険金が支払われる期間中、別の偶然な事故により新たにケガをされても入院保険金は重複しては支払できません。																												
手術保険金	被保険者(通勤途上を含みます)に被った偶然な事故によりケガをされ、上記入院保険金がお支払される場合において、その治療のため病院または診療所において手術を受けた場合。	手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。																												
通院保険金	被保険者(通勤途上を含みます)に被った偶然な事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)された場合。	通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日程度を限度とします。また、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に治ったことまたは以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。 注:入院保険金と重複しては支払できません。また、通院保険金が支払われる期間中、別の偶然な事故により新たにケガをされても通院保険金は重複しては支払できません。																												
入院一時金	被保険者(通勤途上を含みます)に被った偶然な事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合。	1回の事故につき、入院一時金の全額をお支払いします。																												
傷休休業保険金	被保険者(通勤途上を含みます)に被った偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に就業不能(※1)となり、その期間が免責期間(3日)(※2)を超えた場合。 (※1)「就業不能」とはケガを被り、その治療のため事故時に就いていた業務または職務に全く従事できない状態をいいます。ただし、被保険者が死亡された後、あるいはケガが治癒した後は含まれません。「就業不能」の認定は弊社が行います。 (※2)「免責期間」とは継続して就業不能である日数で、就業不能になってからこの期間(3日間)は保険金支払いの対象とはなりません。 (※3)「就業不能期間」とは免責期間終了の日から起算し、契約により取り決めた保険金お支払い期間内の就業不能日数です。	就業不能期間(※3)に対し、1日につき傷害休業保険金日額を契約により取り決めた日数(補償日数)を限度にお支払いします。ただし、保険金日額が被保険者の平均所得日額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。 注:重複する保険契約が他にある場合は、保険金のお支払いが控されます。																												
事業主費用保険金	上記の傷害保険の被保険者が就業中(通勤途上を含みます)に被った偶然な事故によりケガをされ、上記死亡保険金または後遺障害保険金をお支払いする場合において、企業が臨時に費用を負担する場合。	企業が負担した費用(右記をご参照)のうち弊社が妥当と認めた費用の実額を事業主費用としてお支払いします。ただし、死亡・後遺障害保険金の支払事由となつた事故の日からその日を含めて180日以内に負担された費用に限り、かつ、注1:保険期間(保険のご契約期間)を通知併せて事業主費用保険金日額が限度となります。また、重複する保険契約が他にある場合は、保険金のお支払いが控されます。注2:10万円を超える費用(後遺障害の場合は、程度に応じて費用の全額または3万円もしくは5万円を超える費用)に対しては、お支払いを証明する書類の提出が必要となります。注3:企業が負担した費用のうち、ケガをされた本人またはその遺族に支払う費用は100万円を限度とします。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>企業が負担した費用</th> <th>事業主費用</th> <th>従業員負担費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>葬儀に関する費用</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>お見舞に関する費用</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>遠征地で事故が発生した場合の救護費用</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>事故現場の清掃費用等の復旧費用</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>代替のための求人・採用等に掛かる費用</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>代替者に支払う給与(ただし、賃金台帳等の各書類で費用の支出および金額が確認できる場合に限り)</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他、死亡・後遺障害保険金の支払事由に重複して負担した費用</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>その他、入院または通院したことに伴って負担した費用</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>○お支払いする費用 ×お支払いの対象とならない費用</p>	企業が負担した費用	事業主費用	従業員負担費用	葬儀に関する費用	○	×	お見舞に関する費用	×	○	遠征地で事故が発生した場合の救護費用	○	○	事故現場の清掃費用等の復旧費用	○	○	代替のための求人・採用等に掛かる費用	○	○	代替者に支払う給与(ただし、賃金台帳等の各書類で費用の支出および金額が確認できる場合に限り)	×	○	その他、死亡・後遺障害保険金の支払事由に重複して負担した費用	○	×	その他、入院または通院したことに伴って負担した費用	×	○
企業が負担した費用	事業主費用	従業員負担費用																												
葬儀に関する費用	○	×																												
お見舞に関する費用	×	○																												
遠征地で事故が発生した場合の救護費用	○	○																												
事故現場の清掃費用等の復旧費用	○	○																												
代替のための求人・採用等に掛かる費用	○	○																												
代替者に支払う給与(ただし、賃金台帳等の各書類で費用の支出および金額が確認できる場合に限り)	×	○																												
その他、死亡・後遺障害保険金の支払事由に重複して負担した費用	○	×																												
その他、入院または通院したことに伴って負担した費用	×	○																												
従業員入院費用保険金	上記の傷害保険の被保険者が就業中(通勤途上を含みます)に被った偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院または通院された場合において、企業が臨時に費用を負担する場合。	企業が負担した費用(右記をご参照)のうち弊社が妥当と認めた費用の実額を、下記合計額を限度に保険契約者にお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に負担された費用に限り、かつ、注1:入院費用保険金日額×入院日数注2:通院費用保険金日額×通院日数注3:重複する保険契約が他にある場合は、保険金のお支払いが控されます。注4:お支払いを証明する書類の提出が必要となります。注5:加入または請求のしかんを問わず、公的医療保険制度または、労働者災害補償制度で負担されるべき費用に対しては、保険金をお支払いしません。																												
使用者賠償責任	上記の傷害保険の被保険者が就業中(通勤途上を含みます)に被った偶然な事故によりケガをされたことにより、企業が法律上の損害賠償責任を負担された場合で支払うべき損害賠償金に相当する額下記①~③の金額の合計を超えた場合 ①労災保険等による給付相当額 ②自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償補償事業による支払相当額 ③この特約条項が付帯された保険契約に付帯される他の特約条項の保険金の支払により法律上の損害賠償責任が免除される金額	1名または1災害につき、使用者賠償責任で補填限度を限度に上記の超過した分の損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止・軽減に要した費用等もお支払いします。 注1:損害賠償金については、1回の事故ごとに免責金額を企業で自身で負担していただきます。 お支払いする保険金=損害賠償金-免責金額 注2:損害賠償責任の全部または一部を承認し、かつ、あらかじめ弊社にご相談ください。 注3:重複する保険契約が他にある場合は、保険金のお支払いが控されます。																												

<業務上疾病担保特約>
(建設業の従業員等を被保険者とする契約にのみ付帯することがあります)この特約をセレクトした契約は、上記の中、被保険者が業務による偶然な事故により発生した場合の症状につき保険金をお支払いの対象外となります。
●振動性症候群(じんしんしょう) ●じん肺 ●じん肺症 ●ストレス性胃炎 ●げせ など

上記①~③のほかに次のものがあります。
①企業と従業員その他第三者との間に法定外賠償規定がある場合その規定によって追加された損害賠償金
②労働基準法第76条第1項または労働法第91条第1項による労働対抗期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金
③労災保険法等に基づき給付を行った保険金(国)が既給の給付をすることにより、保険契約者が負担するべき金額
(注)企業だけでなく、個人事業主等も保険契約者となることもできます。詳しくは取扱店または弊社までご照会ください。なお、個人事業主等において保険契約者が個人事業主の場合には「住居および家計をもとにする賠償に対する損害賠償金」が「保険金をお支払いできない場合」に追加されます。

上記ケガには、有毒ガス、有害物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食物中毒については細菌性食物中毒再担保特約を付帯した契約に限りお支払いします。

ご契約の際のご注意

- 告知義務(ご契約時に保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)ご契約の際には、保険契約申込書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と異なる場合は、保険契約が解除されるか(この場合お支払いいたした保険料も返還できません)、保険金をお支払いできないこととなります。特に、被保険者(保険の対象となる方)の消年令、職業・職務、過去の保険金請求・受領歴、他の保険契約の有無など、ご注意ください。
- 死亡・保険金受取人の指定:保険金受取人を指定する場合には、必ず被保険者(保険の対象となる方)の同意が必要です。同意のない場合は、保険契約が無効となります。
- 保険契約の無効:上記②のほか、保険を契約した当時、次の事実があるときは、保険契約は無効となります。●保険契約に際し、保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます)に詐欺的行為があったとき。●保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます)がすでに事故またはその原因が発生していたことを知りながら、
- 保険料の返戻:前記①に発生した事故、第1回分割保険料および追加保険料を償還する以前に発生した事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- 保険料の徴収:保険料をお支払いの際は、弊社指定の保険料徴収票を発行いたしますので、お確かめください。
- 保険会社が侵害破綻した場合の取扱いについて:引当保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金の支払いが一定期間滞りまたは、金額が削減される場合があります。なお、破綻が認定された場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金は原則として90%まで補償されます。

ご契約後のご注意

- 保険証券:保険証券が、1カ月以上経過しても届かないときは、お手数ながら弊社へご照会ください。届かない場合は、ご照会に際しましては、保険料集約番号、保険の種類、保険期間(保険のご契約期間)および取扱代理店をご連絡願います。
- 通知義務(ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務):ご契約後、ご契約の内容に次のようなことが生じた場合、すみやかに取扱代理店または弊社にご通知ください。●身体障害を補償する他の保険契約を同一の被保険者(保険の対象となる方)につき契約されたとき、またはこれ以外の保険契約が有ることを知ったとき。●被保険者(保険の対象となる方)本人の保険証券記載の職業・職務が変更になったとき。●この場合、追加保険料をお支払いいただくことがあります。●①~③の手続きがない場合には、保険金をお支払いできないか、または削減することがあります。
- 死亡・保険金受取人の変更:ご契約後、保険金受取人を変更(新たに指定する場合を含みます。)する場合には、取扱代理店または弊社までご連絡願います。この場合には、必ず被保険者(保険の対象となる方)の同意が必要です。

東京海上シルバークリア110番

介護に関するご相談から暮らしのインフォメーションまで、あなたのシルバークリアライフをバックアップします。公的介護保険制度に関するお問い合わせにもお答えいたしますのでお気軽にお電話ください。(注1)
①介護に関するご相談(公的介護保険制度の手続・内容、ケアプランその他介護全般に関するご相談)②身の回りの法律に関するご相談(注2)③公的年金などの社会保障に関するご相談(注2)④身の回りの年金に関するご相談(注2)⑤趣味やレジャーなど暮らしの情報を提供⑥葬儀・法事に関するご相談(※要:日本FAN倶楽部(株))

受付時間:①~③平日午前9時15分~午後5時 ④平日午後2時~午後4時 ⑤平日午前10時~午後4時
(①~⑤はいずれも土曜・日曜・祝日を除きます。) ●年中無休24時間

お問い合わせ:①~③フリーダイヤル 0120-285-110 ④フリーダイヤル 0120-119-987
(注1)ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事故が発生しており、かつ現在に於けるまで保険契約が有効になっている場合、保険契約者、被保険者、保険契約者または被保険者の配偶者(同居の親族(以下相談対象者)とします。)に発生した身の回りの事故(事業活動等を除きます。)とし、相談対象者のうちいずれかの方からの直接の相談に限定させていただきます。
(注2)弁護士等のスケジュールとの関係で即日ご回答できない場合もございますのであらかじめご了承ください。

東京海上安心110番

事故のご報告並びに故障のご相談をフリーダイヤルで承ります。いざというとき、全国どこからでも、ご利用頂けます。

●事故の受付・相談 ①お車の故障に関するご相談、レッカー手配(自動車事故)
受付時間:365日 24時間
●受付:フリーダイヤル 0120-119-110 「事故は119番-110番」

事故のご通知をいただく場合は必ず証券番号またはお車の登録番号をご連絡下さい。

<365日あんしんサービス(休日 午前9時15分~午後6時)>
休日に東京海上安心110番がお客さまから直接お電話で承った事故について、平日と同等の損害サービスを提供します。

●電話による初期対応サービス(自動車事故) ●休日事故急行サービス(自動車対人事故)
●火災発生時休日急行サービス(火災事故) ●休日自然災害サービス

「Tプロテクト」は就業中のみ担保特約付帯一般傷害保険のブランドです。詳細は保険約款になりますが、保険金のお支払条件、ご契約手続、その他不明の点がありましたら、取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、くわしくは「Tプロテクト(一般傷害保険)普通保険約款および特約条項」をご覧ください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきたく思います。

東京海上火災保険株式会社
東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
●保険に関するお問い合わせ、ご相談は
0120-868-100
携帯電話・PHSからは042-311-5831をご利用下さい。
平日/午前9:00~午後6:00(土日・祝日はおやすみさせていただきます。)
ホームページアドレス <http://www.tokiomarine.co.jp/>
このパンフレットは再生紙を使用しています。

お問い合わせ先
E14-17680(2) '03.11改廃(部) T32

